

## (仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号 改正平成 13 年法律第 151 号,以下「P F I 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により,(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

平成 16 年 1 月 23 日

浜松市長 北 脇 保 之

浜松市は,本事業について民間の経営能力及び技術能力の活用により,財政資金の効率的,効果的活用を図るため,P F I 法に基づく事業として実施することを予定している。

実施方針は,P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって,「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号)等に則り,実施方針として定めたものである。

**( 仮称 ) 浜松市新清掃工場・新水泳場  
整備運営事業**

**実 施 方 針**

平成 1 6 年 1 月 2 3 日

**浜 松 市**

## 目 次

特定事業の選定に関する事項.....	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項....	22
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	22
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	23
第1号様式.....	24
別紙 - 1 計画地案内図.....	25
別紙 - 2 計画地位置図.....	26
別紙 - 3 用地と施設の区分について.....	27
別紙 - 4 事業スキーム図.....	28
別紙 - 5 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表(案).....	29

## 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

(仮称) 浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設及び水泳場

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

浜松市長 北脇 保之

#### (4) (仮称) 浜松市新清掃工場・新水泳場の整備運営事業の概要

(仮称) 浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業(以下「本事業」という。)は、浜松市(以下「市」という。)内で発生する可燃ごみ、市内他清掃工場で発生する焼却灰、破碎施設・リサイクルプラザから搬入される可燃残渣、衛生工場から搬入されるし渣、公共下水道から搬入される汚泥・し渣等(以下「一般廃棄物等」という。)の適正な処理を行うため、(仮称) 浜松市新清掃工場(以下「清掃工場」という。)を新設し運営を行うこと、及び清掃工場の余熱を利用した、国際大会が開催可能な広域的な競技スポーツ活動と市民の健康増進のための生涯スポーツ活動の拠点と位置づけられる(仮称) 浜松市新水泳場(以下「水泳場」という。)を新設し運営を行うことを目的とする。

市は、本事業において清掃工場及び水泳場(以下「本施設」という。)の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを期待する。

#### (5) 事業の内容

##### ア 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、選定事業者(選定された応募者の構成員及び応募者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(以下「SPC」という。))で構成される。以下「事業者」という。)が、市の所有となる本施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託する方式とする。

本施設は、市が原始取得者となり所有する。ただし、水泳場の飲食・物販店舗

の内装及び什器備品については、S P C が整備を行い事業期間中所有する。

#### イ 契約の形態

市は、事業者と、本事業について事業者の本施設の整備、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、市は、基本契約に基づき、本施設の建設に関し、事業者の構成員の一部が本施設の建設のために組成する特別共同企業体（以下「建設JV」という。ただし、3（3）に定める要件を満たし本施設の建設を1社で行い得る場合は、特別共同企業体を組成する必要はない。この場合、以下「建設JV」を「建設企業」と読み替える。）と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、市は、基本契約に基づき、本施設の運営・維持管理に関し、S P C と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約、本事業に係る建設工事請負契約、本事業に係る運営・維持管理契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

建設JVは、事業者の構成員である本施設に係る設計業務を行う者と、設計業務委託契約を締結する。

#### ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・整備期間：平成17年6月から平成21年3月まで3年10ヶ月
- ・運営期間：平成21年4月から平成36年3月まで15年間

#### エ 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定である。事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

水泳場の飲食・物販店舗については、基本的にS P C の所有する内装及び什器備品を撤去して市に引継ぐものとする。

#### オ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### 清掃工場の設計

（ア）清掃工場の設計

（イ）その他関連業務（市の補助金申請支援及び建設工事に係る許認可申請支援等）

##### 清掃工場の建設工事

- (ア) 清掃工場用地の造成工事
- (イ) 清掃工場の建設
- (ウ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応等）

#### 清掃工場の運営・維持管理

- (ア) 一般廃棄物等受入れ業務
- (イ) 清掃工場の運転管理業務
- (ウ) 清掃工場の保守管理業務
- (エ) 清掃工場の情報管理業務
- (オ) 清掃工場の環境管理業務
- (カ) 清掃工場の修繕更新業務
- (キ) 余熱利用業務（発電及び熱供給）
- (ク) スラグ等(スラグ，金属類，飛灰)の有効利用業務
- (ケ) その他関連業務（見学者対応，事業者が行うべき近隣対応等）

修繕更新業務とは，劣化した部位・部材や機器等の性能・機能を原状（初期の水準）又は実質上支障のない状態まで回復させること，及び劣化した部位・部材又は機器等を新しいものに取替えることを行う業務をいう。ただし，日常的な小部品の取替等は保守管理業務に含むものとし，修繕更新業務には含まない。

#### 水泳場の設計

- (ア) 水泳場の設計
- (イ) その他関連業務（市の補助金申請支援及び建設工事に係る許認可申請支援等）

#### 水泳場の建設工事

- (ア) 水泳場用地の造成工事
- (イ) 水泳場の建設工事
- (ウ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応等）

#### 水泳場の運営

- (ア) 利用受付業務
- (イ) 利用料金徴収業務
- (ウ) 安全監視業務
- (エ) 水泳場環境管理業務
- (オ) 提案プログラム 提供業務
- (カ) 飲食・物販店舗の運営業務（店舗内装工事及び什器備品の整備を含む）
- (キ) 駐車場運営業務
- (ク) その他関連業務（利用者アンケートの実施，大会の開催支援業務，事業者が行うべき近隣対応等）

提案プログラムとは，SPCが水泳場の施設を利用して自らの提案に基づき行う健康増進や初心者向けの水泳の習得等を目的とする有料のプログラム。

#### 水泳場の維持管理

- (ア) 水泳場の保守管理業務
- (イ) 水泳場の清掃業務
- (ウ) 水泳場の警備業務
- (エ) 水泳場の修繕更新業務
- (オ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応等）

#### カ 市が行う業務

##### 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の取得
- (イ) 近隣同意の取得，近隣対応（市が行うべきもの）
- (ウ) 清掃工場の一般廃棄物処理施設の設置届出
- (エ) 清掃工場の環境影響評価手続き
- (オ) 清掃工場の整備計画書の作成・提出，国庫補助金申請手続き
- (カ) 水泳場の国庫補助金申請手続き
- (キ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得
- (ク) 本施設の建設工事監理
- (ケ) 用地外のインフラ整備（電気・上下水等の整備，周辺道路整備等）
- (コ) その他これらを実施する上で必要な業務

##### 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 近隣対応（市が行うべきもの）
- (イ) 契約管理（モニタリング）の実施
- (ウ) 清掃工場への一般廃棄物等の搬入，スラグ等（事業者で有効利用できないもの）の引受け
- (エ) 清掃工場の見学者対応の支援
- (オ) 水泳場の大会等の開催及び開催支援
- (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

#### キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

##### 本施設の整備に係る対価

市は，本施設の整備に係る対価について，建設JVに支払う。支払いは，基本的に整備期間中に行うものとする。

##### 清掃工場運営サービス購入料

市は，SPCが実施する清掃工場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に対する対価を，清掃工場運営サービス購入料として運営期間にわたってSPCに支払う。清掃工場運営サービス購入料は，物価変動に基づき，年に1回改定す

る。また、清掃工場運営サービス購入料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量及び市の売電収入等に応じて変動）で構成されるものとする。

#### 水泳場運営サービス購入料

市は、S P Cが実施する水泳場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に対する対価を、水泳場運営サービス購入料として運営期間にわたってS P Cに支払う。

水泳場運営サービス購入料は、S P Cが実施する水泳場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に要する運営期間中の費用合計（S P Cの利益等含む）の提案金額から、水泳場に係るS P Cの運営期間中の直接収入合計（ 項の水泳場施設利用料収入（S P C收受分）、 項の提案プログラム収入、 項の水泳場飲食・物販店舗運営収入）の提案金額を控除し、運営期間にわたって平準化したものとする。

水泳場運営サービス購入料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

#### 修繕更新サービス購入料

市は、S P Cが実施する本施設の修繕更新業務に対する対価を、修繕更新サービス購入料として運営期間にわたってS P Cに支払う。支払金額は、運営期間15年を5年毎の3期に分割して、各期毎の年間の支払金額に格差をつけることを認めるものとする。各期の5年間は、同一の年間支払金額とする。

3期に分割して年間支払額に格差をつけることを認めるのは、修繕更新に係る費用の発生とそれに対応する収入の時期がずれることによる会計上の不合理を緩和する考えに基づくものである。

修繕更新サービス購入料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

#### スラグ等の有効利用収入

清掃工場から発生するスラグ等の有効利用による収入。S P Cの直接収入となる。

#### 水泳場施設利用料収入

水泳場を利用する市民及び各種団体等から徴収する施設利用料収入。水泳場施設利用料収入については、市とS P Cで一定の比率（第一次募集要項等で提示）で按分して收受するものとし、S P C收受分についてはS P Cの直接収入となる。

#### 提案プログラム収入

S P Cが水泳場の施設を利用して行う提案プログラムの実施による収入。S P Cの直接収入となる。

#### 水泳場飲食・物販店舗運営収入

S P Cによる水泳場の飲食・物販店舗の運営による収入。S P Cの直接収入となる。

#### ク 水泳場の位置づけ

市は、水泳場を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、S P Cを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

#### ケ 清掃工場の余熱利用について

清掃工場で発生する熱エネルギーについては、有効利用を図るものとする。発電による電力は、まず清掃工場内で使用し、さらに水泳場へ供給を行うものとする。これらを行った後の余剰の電力については、事業者の提案に基づき市が売電を行うものとし、市は売電収入の全部又は一部をS P Cに清掃工場運営サービス購入料の一部として支払うものとする。

電力以外の余熱（高温水又は蒸気）は、水泳場に供給を行い有効利用するものとする。水泳場に供給を行った後の余剰の余熱（高温水又は蒸気）については、将来的に事業区域外への供給に対応できるように必要な設備を設けるものとする。

#### コ 清掃工場で発生するスラグ等の取扱いについて

##### スラグ

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生するスラグについては、可能な限り有効利用を図るものとする。事業者は自ら有効利用可能なスラグの量及び有効利用の方法を提案する。市は事業者の提案に基づく量のスラグを、有償でS P Cに優先的に譲渡する。S P Cに譲渡後の余剰のスラグについては、市において市内の公共工事等で有効利用を図るものとし、その後に余剰するスラグについては、市の責任において最終処分を行う。

##### 金属類

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生する金属類については、市はその全量をS P Cに有償で譲渡する。S P Cは譲渡された金属類の資源化を図るものとする。

##### 飛灰

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生する飛灰については、基本的に清掃工場内で事業者による適正な処理を行った後、市の責任において最終処分を行う。ただし、事業者による、有効利用を図る提案も可能とする。

## サ 水泳場の利用形態について

### 大会利用

市等が主催する大会等の開催による利用形態。市内の学校の水泳大会から国際レベルの大会の開催まで対応できるものとする。

### 一般利用

市民のだれもが気軽に利用できる料金で自由に施設を利用できる利用形態。市は、一般利用を水泳場の基本的な利用形態と位置付ける。水泳場の営業時にあっては、いつでも、だれでもが安全で衛生的に施設利用できるプールが最低限度は確保されているものとする。

### 市民等による専用利用

市民による各種団体等が、競技の練習等の目的で水泳場の施設の一部を、一定時間独占的に利用できる利用形態。

### S P Cによる専用利用

S P Cは、市民の健康増進や水泳の習得等のニーズに対応する提案プログラムを一定の条件（要求水準書で提示）の下で実施することができるものとする。

## シ 市が適用を予定している補助金について

市は本事業の実施に関して、以下の国庫補助金の適用を予定している。補助金の申請等の手続きは市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

- (ア) 廃棄物処理施設整備費補助（環境省）
- (イ) 廃棄物発電促進対策費補助金（経済産業省）
- (ウ) 社会体育施設整備費補助金（文部科学省）

## (6) 事業のスケジュール（予定）

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (ア) 優先交渉権者選定    | 平成17年 1月                 |
| (イ) 仮契約の締結      | 平成17年 4月                 |
| (ウ) 契約議案の議会への提出 | 平成17年 5月                 |
| (エ) 特定事業契約の締結   | 平成17年 5月                 |
| (オ) 施設の整備       | 平成17年 6月～平成21年3月（3年10ヶ月） |
| (カ) 建設の開始       | 平成18年 7月以降               |
| (キ) 施設の供用開始     | 平成21年 4月                 |
| (ク) 施設の運営・維持管理  | 平成21年 4月～平成36年3月（15年間）   |
| (ケ) 運営期間の終了     | 平成36年 3月                 |

( 7 ) 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、スポーツ振興法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

( 1 ) 選定基準

本事業をP F I事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

( 2 ) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

( 3 ) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

## 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

平成16年 1月23日(金)	実施方針の公表
平成16年 1月30日(金)	実施方針に関する説明会
平成16年 2月9日(月)～2月12日(木)	実施方針に対する質問・意見の受付
平成16年 3月5日(金)	実施方針に対する質問・意見への回答
平成16年 3月16日(火)	特定事業の選定・公表
平成16年 4月下旬	要求水準書(案)・事業者選定基準書(案)等の公表
平成16年 5月上旬	要求水準書(案)等に対する質問・意見の受付
平成16年 5月下旬	要求水準書(案)等に対する質問回答の公表
平成16年 6月中旬	第一次募集要項等の公表
平成16年 6月中旬	第一次募集要項等に対する説明会及び現地見学会
平成16年 6月下旬	第一次募集要項等に関する質問受付
平成16年 7月上旬	第一次募集要項等に関する質問回答の公表
平成16年 7月下旬	参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書受付
平成16年 8月上旬	資格審査結果の通知
平成16年 8月下旬	第一次審査結果の公表・通知
平成16年 8月下旬	第二次募集要項等の送付
平成16年 9月中旬	第二次募集要項等に関する質問受付
平成16年 9月下旬	第二次募集要項等に関する質問回答の送付
平成16年 12月上旬	第二次提案書の受付
平成17年 1月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成17年 4月上旬	仮契約締結
平成17年 5月中旬	特定事業契約締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めるため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関して説明を行う。

事前の申し込みは不要とするが、説明会の参加は1社あたり2名までとする。なお、説明会での質問等の受付は行わない。また、説明会で実施方針の配布は行

わないので、予め浜松市ホームページより実施方針をダウンロードの上、当日持参すること。

開催日時：平成16年1月30日（金） 午後2時～午後3時

開催場所：アクトシティー浜松 コングレスセンター 4階 41会議室

住 所：浜松市板屋町111-1

電話番号：053-453-6196（環境部新清掃工場水泳場建設事務局）

ホームページ：<http://www.actcity.jp/>（アクセスマップ参照）

#### イ 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成16年2月9日（月）～2月12日（木）午後5時

提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したフロッピーディスクを同封し、受付期間に必着とすること。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

Eメール：[ncs@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ncs@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

郵送先：〒432-8550 浜松市鴨江二丁目11番2号

浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局

#### ウ 実施方針に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、平成16年3月5日（金）より、浜松市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

#### エ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成16年3月16日（火）に公表する。

#### オ 要求水準書(案)・事業者選定基準書(案)等の公表

民間事業者等の意見等を事業内容に反映させることを目的として、要求水準書(案)・事業者選定基準書(案)等を平成16年4月下旬に公表する。

カ 要求水準書(案)等に関する質問・意見の受付

要求水準書(案)・事業者選定基準書(案)等に関する質問・意見を平成16年5月上旬に受け付ける。

キ 要求水準書(案)等に関する質問・意見への回答

要求水準書(案)・事業者選定基準書(案)等に関する質問・意見に対して平成16年5月下旬に質問回答書を公表する。

ク 第一次募集要項等の公表

平成16年6月中旬に事業者の募集を開始する。第一次募集要項,要求水準書,条件規定書,事業者選定基準書及び様式集を公表する。

ケ 第一次募集要項等の公表以降について

第一次募集要項等の公表以降の手続きについては,第一次募集要項において提示する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は,複数の企業により構成されるものとする。応募者を構成する企業数の上限は任意とするが,本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募者は,応募者を代表し,市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降,応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし,やむを得ない事情が生じた場合は,市と協議を行う。

ウ 応募者の構成員は,他の応募者の構成員になることはできない。

エ 優先交渉権者は,仮契約締結時までにSPCを浜松市内に設立するものとする。応募者の構成員は全てSPCへ出資することとし,応募者の構成員以外の者の出資は認めない。また,代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

オ 本施設の建設を行う者は,本施設を建設する目的で建設JVを組成するものとする。(ただし,3(3)に定める要件を満たし本施設の建設を1社で行い得る場合は,建設JVを組成する必要はない。)

(2) 応募者の構成員の基本的要件

応募者の構成員において、本施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務を行う者は、各業務を実施するために必要な資格及び許可等の法的要件を満たすこと。

(3) 各業務を行う者の要件

応募者の構成員には、本施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務を行う者として、以下のア)からク)の各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、同一の業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ア 清掃工場の設計を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

市の平成16年度入札参加資格において登録がなされていること。

イ 清掃工場の建築物の建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

市の平成16年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事の業種登録がなされていること。ただし、次項ウ)の各要件を全て満たす清掃工場のプラントの建設を行う者が、清掃工場の建築物の建設を行う場合は、ウ)の要件を満たすことで足りるものとする。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が800点以上であること。ただし、次項ウ)の各要件を全て満たす清掃工場のプラントの建設を行う者が、清掃工場の建築物の建設を行う場合は、ウ)の要件を満たすことで足りるものとする。

ウ 清掃工場のプラントの建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

市の平成16年度入札参加資格において、清掃施設工事または機械器具設置工事の業種登録がなされていること。

地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

- a) 処理方式 : ストーカ式焼却炉+電気式灰溶融炉又はガス化溶融炉(シャフト炉式, キルン式及び流動床式)で応募者の提案する方式
- b) 処理規模 : 75トン/日以上(1炉あたり)
- c) 安定稼働 : 90日以上連続運転, かつ, 参加表明書の提出日において1年以上稼働  
(ストーカ式焼却炉+電気式灰溶融炉の場合は, 電気式灰溶融炉も含む)
- d) 余熱利用 : 発電及び外部熱供給

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上であること。

エ 清掃工場の運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

市の平成16年度入札参加資格において、清掃施設工事または機械器具設置工事の業種登録がなされていること。

廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

平成11年4月1日以降において、以下に示す全ての運転管理実績を1件以上有していること。清掃工場のプラントの運営及び維持管理について複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で以下に示す全ての運転管理実績を有していれば足りる。

- a) 一般廃棄物を対象とした連続式焼却施設のうち、ストーカ式焼却炉+電気式灰溶融炉又はガス化溶融炉で応募者の提案する方式のもの(75トン/炉以上, かつ, 2炉以上)
- b) 2,000kW以上のボイラータービン式の発電設備を有する廃棄物中間処理施設

廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設(連続式焼却施設75トン/炉以上, かつ, 2炉以上)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運

営開始後 2 年間以上配置できること。

清掃工場の運営にあたり，事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

オ 水泳場の設計を行う者は，次の要件を全て満たすこと。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

市の平成 1 6 年度入札参加資格において登録がなされていること。

平成 6 年 4 月 1 日以降において，2 5 メートル以上の国内公認または国際公認プールで屋内の施設の建築設計業務に従事し，完了した経験を有する管理技術者を専任で配置できること。

カ 水泳場の建設を行う者は，次の要件を全て満たすこと。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

市の平成 1 6 年度入札参加資格において，建築一式工事の業種登録がなされていること。

参加表明書の提出期限日において，建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 8 0 0 点以上であること。

平成 6 年 4 月 1 日以降において，2 5 メートル以上の屋内プールの建築工事を元請として完成した施工実績（共同企業体の構成員としての実績は，JV 比率が 2 0 パーセント以上のものに限る。）を有すること。

以下の要件を全て満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。

a ) 平成 6 年 4 月 1 日以降において，2 5 メートル以上の屋内プールの建築工事の施工経験を有すること。

b ) 建設業法第 2 7 条の 1 8 の規定による建築工事業の監理技術者資格者証を有

すること。

キ 水泳場の運営を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

平成6年4月1日以降において、プールを含むスポーツ健康増進施設について1年以上の運営を行い、かつ、健康増進及び初心者向けの水泳の習得を目的とする有料のプログラムの提供の実績を有すること。

ク 水泳場維持管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

市の平成16年度入札参加資格において登録がなされていること。

平成6年4月1日以降において、プールを含むスポーツ健康増進施設について1年以上の維持管理を行った実績を有すること。

(4) 応募者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び構成員のアドバイザーとなることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者。

イ 市の指名停止措置を受けている者。

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

エ 下記の各法律の規定による各申立てがなされている者。

商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て

会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て

民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面及び人事面

において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・三井安田法律事務所

カ 本事業のPFI専門委員会委員。

#### （5）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

### 4 審査及び選定に関する事項

#### （1）PFI専門委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者及び市の職員で構成されるPFI専門委員会において行う。PFI専門委員会は、以下の学識経験者、専門家及び市の職員の7名で構成される。

委員長	松島 肇	(浜松医科大学医学部教授)
副委員長	藤原 靖久	(浜名湾游泳協会理事長)
委員	杉原 正洋	(静岡県水泳連盟施設委員長)
委員	藤澤 敏治	(名古屋大学難処理人工物研究センター教授)
委員	鈴木 俊廣	(浜松市企画部長)
委員	川上 正芳	(浜松市文化・スポーツ振興部長)
委員	笹田 嘉則	(浜松市環境部長)

#### （2）審査の手順及び方法

##### ア 第一次審査

本事業では、民間事業者の応募に係る負担の軽減を図る趣旨から第一次審査と第二次審査による二段階審査とする。第一次審査では、資格審査と第一次提案審査を行う。資格審査では、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について参加資格要件の具備を確認する。また、第一次提案審査では、本事業の実施に対する基本的な考え方、事業の実施体制、施設計画・運営計画・維持管理計画の基

本的な考え方等の提案に関して、あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、PFI専門委員会において審査を行う。第一次審査において、3～4グループを第一次審査通過者として選定する予定である。

#### イ 第二次審査

第二次審査では、あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、PFI専門委員会において第二次提案書の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。総合評価は、応募者の提案金額に対する評価点と提案金額以外の提案内容についての評価点を加算して総合評価点を得る方法によるものとする。

#### ウ 審査事項

審査事項は、第一次募集要項と同時に公表する「事業者選定基準」に示す。

#### エ 審査結果

第一次審査及び第二次審査の審査結果は公表する。

### 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙-5に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができることとする。

## 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 計画地に関する事項

#### (1) 計画地条件

	清掃工場用地	水泳場用地
所在地	浜松市篠原町地内	同左
面積	約7ha	約3ha
用途地域等	都市計画区域内市街化調整区域 用途地域指定なし	都市計画区域内市街化調整区域 用途地域指定なし 都市計画公園 第1種風致地区
容積率	200%	同左
建ぺい率	60% + 10% 建築基準法第53条3項二号	同左
交通	東海道本線高塚駅から約2.2km 国道1号線浜名バイパス篠原IC から約0.8km	同左

#### (2) 用地の取得について

清掃工場用地及び水泳場用地については、市において取得する。

### 2 施設整備の基本方針

#### (1) 清掃工場

##### ア 環境保全に配慮した施設

ダイオキシン類の発生等がごみ焼却施設の問題となっており、公衆衛生の観点から、技術的に可能な限り廃棄物の無害化を図るなど、公害防止対策を講ずると同時に、環境負荷を低減し、持続可能な循環型社会の構築に資する施設とする。

##### イ 安全で安定稼働の施設

清掃工場においてトラブルが発生し、一般廃棄物等の処理が滞ることは、生活環境の保全や公衆衛生に対して重大な問題となる。処理システムの技術的な安定性・信頼性はごみ処理行政にとって最も重要な事項の一つであるため、安全で安定した稼働を重視する施設とする。また、広範なごみ質や不測のごみ量にも対応できる施設とする。

ウ 資源循環・エネルギー利用の推進を図る施設

一般廃棄物等の処理に伴い発生するスラグ等は可能な限り再生利用し、資源循環と最終処分量の減量を図る施設とする。また、施設から発生する熱エネルギーを、発電や余熱利用に効率よく有効利用できる施設とする。

エ 実用性、維持管理性の高い施設

ごみ焼却施設としての性能が優れることはもとより、操作がわかり易い等の実用性及びメンテナンスが容易である等の維持管理性も高い施設とする。

オ 経済性に優れた施設

一般廃棄物等の処理は限られた財源、人材で効率的に行う必要があり、経済性も重要な要素となる。そのため、イニシャルコストとランニングコストを合わせたライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた施設とする。

(2) 水泳場

ア 地域周辺環境に調和した施設

周辺環境との景観的調和など、周辺環境との一体性を確保する。

イ 機能性に富む施設

国際公認 50m プールをはじめ、飛び込み、観客席等を備えた高規格、高水準の競技施設であるとともに、水泳等に関するスポーツ情報の収集、提供の場として、また水泳を通じた市民の日常的な健康・体力づくりの支援を行う等、機能性に富んだ施設とする。

ウ 安全性の高い施設

プールはその性格上、重大な事故につながる要因をもつことから、ハード面とソフト面の両面から安全性を確保した施設とする。

エ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン施設

バリアフリーのみならず、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが気持ちよく使えるよう配慮した施設とする。

オ 経済性に優れた施設

施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括して計画することにより、効率的な運営・維持管理を行い、ライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた施設とする。

### 3 施設の概要

#### (1) 清掃工場

##### ア 工場棟

- ・処理方式 : ストーカ式焼却炉 + 電気式灰溶融炉, 又はガス化溶融炉 (シャフト炉式, キルン式及び流動床式)
- ・処理能力 : 年間処理量 121,000 トン (最大 450 トン/日とする。) 上記年間処理量に市内他清掃工場で発生する焼却灰は含んでいない。
- ・運転時間 : 24 時間連続
- ・系列数 : 3 系列
- ・受入廃棄物 : 浜松市内で発生する一般廃棄物等
- ・余熱利用設備 : 清掃工場で発生する余熱を有効利用するために必要な設備

イ その他施設 : 管理棟, 計量棟, 収集車両基地, スラグ等一時保管スペース等

ウ 外部施設 : 駐車場, 緑地, 歩道等

#### (2) 水泳場

##### ア メインプールゾーン

- ・メインプール(50mの国際公認と国内公認及び短水路の公認を取得できるもの, 可動床機能付)
- ・飛込みプール (25m × 25m, 国際公認を取得できるもの)
- ・メイン観覧席 (3,000 席, 仮設席・貴賓席・身体障害者用席含む)
- ・大型映像装置
- ・採暖室, 器具庫

##### イ サブプールゾーン

- ・サブプール(25mの国内公認が取得できるもの)
- ・サブ観覧席 (200 席)
- ・採暖室, 器具庫

##### ウ レジャープールゾーン

- ・各種プール (例: 流れるプール, ウォータースライダー, ジャグジープール等)
- ・子供プール, 幼児プール

エ プール共通ゾーン

・更衣ロッカー室，シャワー室，家族更衣室，プール付属便所等

オ 大会運営ゾーン

・大会総務室，審判長室，記録室，貴賓室，放送室，選手控室等

カ トレーニングゾーン

・ジム，スタジオ，更衣ロッカー室，シャワー室

キ 管理ゾーン

・管理事務室，救護室，会議室，倉庫，機械室等

ク 共用ゾーン

・エントランスホール，ラウンジ，資料室，物販・飲食店舗，便所，階段，廊下等

ケ 外部施設

・駐車場，駐輪場，緑地，歩道等

## 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

(3) 前号 2 号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が

困難となった場合，市及び事業者双方は，事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは，それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより，市及び事業者は，特定事業契約を解除することができるものとする。

#### 4 その他

その他，事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は，特定事業契約に定める。

### 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は，次のとおりである。

- ( 1 ) 市は，事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- ( 2 ) 市は，事業者に対し，補助，出資等の支援は行わない。

### その他特定事業の実施に関し必要な事項

#### 1 議会の議決

市は，特定事業契約の締結にあたっては，予め議会の議決を経るものとする。

#### 2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は，すべて応募者の負担とする。

#### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は，次のとおりとする。

浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局

〒432-8550

浜松市鴨江二丁目 11 番 2 号

電 話 053 - 453 - 6196

E-mail ncs@city.hamamatsu.shizuoka.jp

実施方針に関する質問書・意見書

浜松市長 北脇 保之 宛

意見者 会社名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 所 属 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業の実施方針に関して、以下の質問もしくは意見がありますので提出します。

質問 ・ 意見 (いずれかに 印)	
頁	
項目番号	
項目名	
意見又は 質問内容	

1. 質問・意見は1枚につき1件とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

別紙 - 1 計画地案内図



別紙 - 2 計画地位置図



### 別紙 - 3 用地と施設の区分について

#### 用地の区分

「事業区域」は、「清掃工場用地」、「水泳場用地」で構成される。

#### 施設の区分

「本施設」は、「清掃工場」、「水泳場」から構成される。

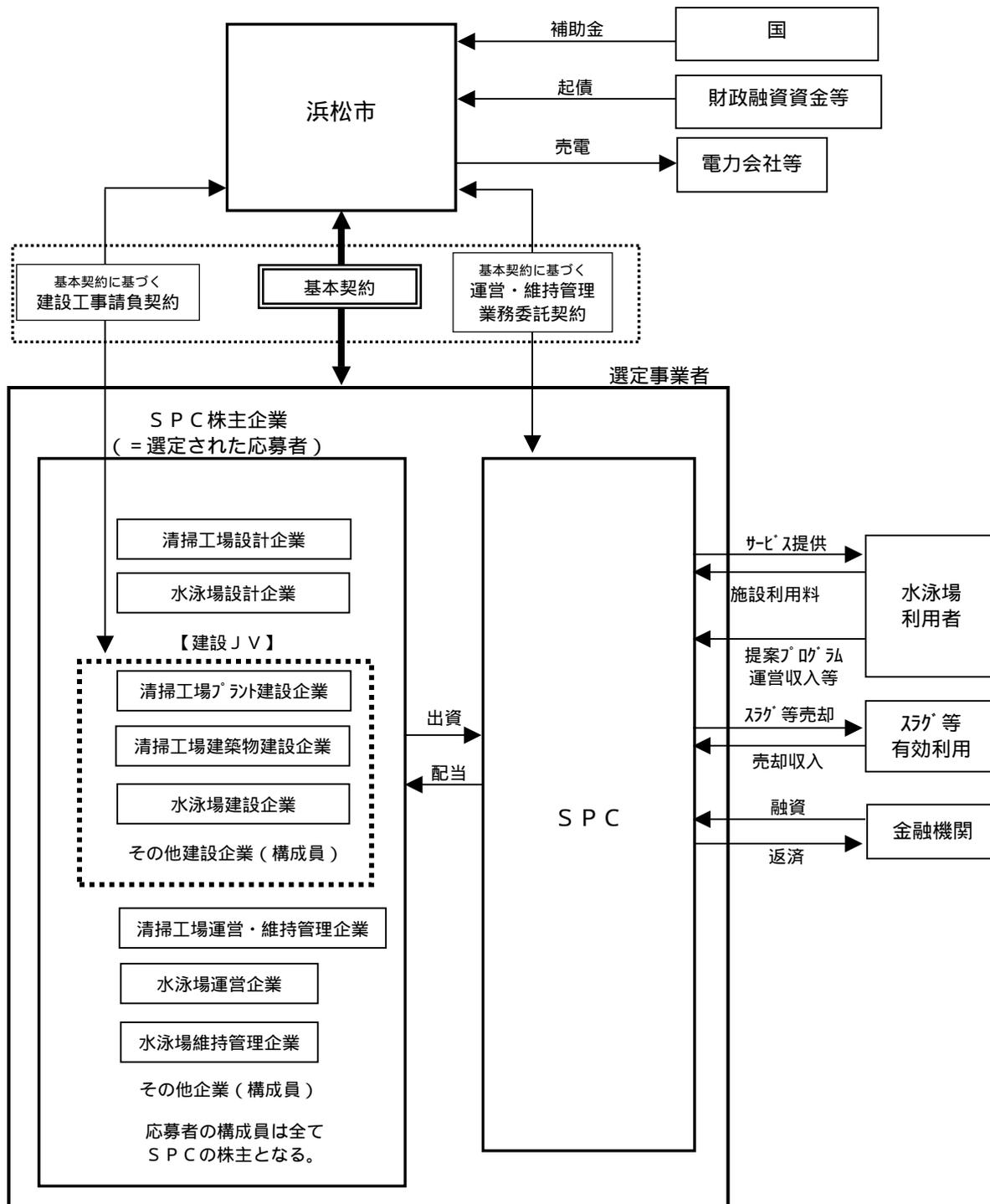
「清掃工場」、「水泳場」は、さらに次表のとおり区分される。

清掃工場	清掃工場建物	工場棟 その他（管理棟，計量棟，収集車両基地，スラグ等一時保管スペース等）
	清掃工場外部施設	駐車場，緑地，歩道等
	水泳場	水泳場棟
	水泳場外部施設	駐車場，駐輪場，緑地，歩道等

#### 用地区分概念図



別紙 - 4 事業スキーム図



別紙 - 5 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項リスク	募集要項等の誤り，内容の変更に関するもの等		
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない，契約締結が遅延する等		
		事業者の事由により契約が結べない，契約締結が遅延する等		
	計画変更リスク	市による事業の業務範囲の縮小，拡充等		
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの		
	近隣対応リスク	本施設の設置に対する住民反対運動等に関するもの		
		上記以外のもの		
	第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの		
		上記以外の法令の新設・変更に関するもの		
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの		
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
物価変更リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費用に相当するもの)			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ(維持管理，運営に相当する部分)			
事故の発生リスク	設計・建設・運営・維持管理業務における事故の発生			
事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示，議会の不承認，市の債務不履行によるもの			
	事業者の債務不履行，事業放棄，破綻によるもの			
不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大，計画遅延・中止等			
設計段階	設計変更	市の指示，提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの		
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの		
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量・地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量・地質調査部分に関するもの		
建設着工遅延	市の指示，提示条件の不備・変更によるもの			
	上記以外の要因によるもの			
建設段階	工事費増大リスク	市の指示，提示条件の不備・変更による工事費の増大		
		上記以外の要因による工事費の増大		
	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延		
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		
性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む)			
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する事故及び発熱量の減少		
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による運営費用の増大		
	水泳場需要変動リスク	水泳場の利用者数の変動による収入及び費用の増減		
	性能リスク	要求水準の不適合		
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		

負担者 主分担， 従分担